法　規　的　告　示

○総務省告示第二百三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、令和九年度分の固定資産税から適用する。

令和八年六月二十六日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第２章　家屋	**第２章**　［同左］
第２節　木造家屋	**第２節**　［同左］
［一～三　略］	［一～三　同左］
四　在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないと認められる場合又は個々の在来分の木造家屋に地方税法第349条第２項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないと認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。 （算式） 再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率	四　［同左］ ［同左］
１　基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第２章第１節、第２節及び第４節一によつて求めたものをいう。	１　基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第２章第１節、第２節及び第４節二によつて求めたものをいう。
［２　略］	［２　同左］
［五・六　略］	［五・六　同左］
第３節　非木造家屋	**第３節**　［同左］
［一～三　略］	［一～三　同左］
四　在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の非木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないと認められる場合又は個々の在来分の非木造家屋に地方税法第349条第２項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないと認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。	四　［同左］ ［同左］